



愛媛県報

令和7年7月11日金曜日 第626号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 544
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（障がい福祉課）… 545
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）……………（森林整備課）… 545
- 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく計画道路の指定……………（建築住宅課）… 546
- 土地改良区役員の就退任の届出（5件）……………（南予地方局農村整備課）… 546
- 道路の供用開始（県道十和吉野線）……………（南予地方局管理課）… 547
- 道路の区域変更（県道肱川公園線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 547
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）……………（南予地方局愛南土木事務所）… 548
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 548
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）… 548
- 指定医師の辞退の届出……………（ ）… 548

教育委員会規則

- 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………（高校教育課）… 549

教育委員会公告

- 令和8年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について……………（高校教育課）… 550

人事委員会公告

- 令和7年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告……………（人事委員会事務局）… 550
- 令和7年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告……………（ ）… 553
- 令和7年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告……………（ ）… 557

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……………（選挙管理委員会）… 561
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………（ ）… 561

公営企業公告

- 汎用電動式手術台の購入……………（公営企業管理局総務課）… 561

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン今治店
今治市古国分一丁目8-62

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧 雄一郎

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧 雄一郎

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年2月26日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,942平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

71台

イ 駐輪場の収容台数

7台

ウ 荷さばき施設の面積

84.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

23.49立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和7年6月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あゆみクリニック	今治市高部甲526-1	医療法人あゆみクリニック	今治市高部甲526-1	理事長 阿部雄吉	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	令和7年 7月1日

○愛媛県告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あすなろ薬局 今治本店	今治市米屋町3丁目2番10号	株式会社アイネ	松山市此花町7番33号 TMCビル1階	代表取締役 稲葉健介	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年 6月1日
つばさ薬局 大洲中央店	大洲市田口甲86番地1 大洲中央ビル103号	株式会社Realize	大洲市東若宮11番地35	代表取締役 榑原剛	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年 7月1日
薬局 草煎	四国中央市三島中央四丁目10-14 マルショウビル1階南	株式会社とよた薬局	四国中央市豊岡町豊田7番地1	代表取締役 加地祐一	薬局（育成医療・更生医療）	令和7年 7月1日

○愛媛県告示第673号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町河の子188

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第674号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町大成1053、1056から1058まで、1062、1087から1089まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大成1057・1058・1089（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第675号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第4号
- 2 指定年月日
令和7年7月1日
- 3 指定道路の位置
松前町大字北黒田字戎16番1の一部、17番1の一部、17番1地先水及び南黒田字横田1番1地先水
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 126.50メートル
(2) 幅員 9.50メートル

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和田 恵 子	宇和島市大浦甲225番地7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 田 光 彦	伊予郡松前町大字西古泉4番地10

○愛媛県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 維 伯	南宇和郡愛南町柏崎591番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 雅 文	南宇和郡愛南町越田99番地

○愛媛県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 眞 弓	宇和島市三間町宮野下1355番地
〃	高 田 幸 恵	宇和島市三間町是能1477番地56

○愛媛県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 野 秀 伴	大洲市東大洲586番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 池 章	大洲市西大洲1329番地1

○愛媛県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 場 健 司	西予市宇和町信里646番地 2
〃	古 谷 栄 樹	西予市宇和町東多田482番地
〃	三 瀬 敬 一	西予市宇和町岡山87番地
〃	牧 野 和 彦	西予市宇和町大江759番地 1
〃	石 田 一 浩	西予市宇和町田苗真土1079番地
〃	三 好 一 正	西予市宇和町清沢717番地 1
〃	二 宮 一 郎	西予市宇和町小原375番地
〃	井 上 裕 也	西予市宇和町岩木2588番地
〃	岡 本 文 男	西予市宇和町山田1739番地
〃	河 野 哲	西予市宇和町伊賀上983番地
〃	竹 中 恵 太	西予市宇和町久枝甲239番地
〃	古 谷 寿 康	西予市宇和町上松葉512番地
〃	松 本 靖	西予市宇和町皆田2742番地
〃	清 水 昭 広	西予市宇和町明間914番地
〃	松 本 博 文	西予市宇和町新城1064番地 1
〃	岩 瀬 布二夫	西予市宇和町田野中218番地
監 事	末 光 輝 至	西予市宇和町加茂826番地

〃	谷 口 喜 彦	西予市宇和町平野184番地
〃	滝 上 範 子	西予市宇和町れんげ965番地37

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 信 孝	西予市宇和町信里868番地
〃	田 中 勝 也	西予市宇和町河内1150番地
〃	平 田 圭 人	西予市宇和町東多田782番地
〃	末 光 輝 至	西予市宇和町加茂826番地
〃	片 岡 政 志	西予市宇和町壱所556番地
〃	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
〃	二 宮 一 朗	西予市宇和町小原375番地
〃	井 上 裕 也	西予市宇和町岩木2588番地
〃	二 宮 乗 重	西予市宇和町西山田845番地 1
〃	河 野 哲	西予市宇和町伊賀上983番地
〃	門 脇 達 也	西予市宇和町神領183番地
〃	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
〃	上 甲 俊 子	西予市宇和町稲生883番地
〃	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
〃	松 川 平 男	西予市宇和町明石1646番地
〃	中 野 勝	西予市宇和町田野中208番地
監 事	松 本 作 幸	西予市宇和町皆田1271番地
〃	松 本 庄 一	西予市宇和町伊延東456番地 2
〃	信 宮 徹 也	西予市宇和町小野田575番地

○愛媛県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川1781番2から 同町大字奥野川976番2まで	令和7年7月11日
〃	〃	北宇和郡松野町大字奥野川977番2から 同町大字奥野川980番2まで	〃

○愛媛県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂586番地13から 同町山鳥坂586番地12まで	旧	メートル 20.5～28.9	キロメートル 0.632	
			新	31.7～61.9	0.632	

○愛媛県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲2112番6から 同町緑甲2110番4まで	旧	メートル 10.89～52.60	キロメートル 0.080	
		南宇和郡愛南町緑甲2112番6から 同町緑甲2110番4まで	新	10.89～53.90	0.080	

○愛媛県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲2112番6から 同町緑甲2110番4まで	令和7年7月11日

○愛媛県告示第685号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
心 臓・呼 吸 器 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	前 澤 身江子	東温市志津川	令和 7年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	川 本 貴 康	四国中央市上分町788番地1	令和 7年7月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	多 田 将 人	四国中央市上分町788番地1	令和 7年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	内 藤 宏 貴	四国中央市上分町788番地1	令和 7年7月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	菊 池 広太郎	四国中央市上分町788番地1	令和 7年7月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	伊賀上 真 有	四国中央市上分町788番地1	令和 7年7月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	愛媛県立新居浜病院	小 林 侑 司	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和 7年7月1日

○愛媛県告示第686号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	相 原 寛	大洲市東大洲5番地	令和 7年6月4日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月11日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業） 第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。 （1）育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） （2）・（3） 省略 2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ育児休業法第19条第1項から第4項まで及び第6項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。 第14条 省略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第15条 所属長は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （2）出生時両立支援制度等の申告又は請求に係る申出職員の意向を確認するための措置 （3）職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 所属長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （2）育児期両立支援制度等の申告又は請求に係る対象職員の意向を確認するための措置 （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改	（部分休業） 第10条の3 職員は、所属長の承認を得て、次に掲げる部分休業をすることができる。 （1）育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） （2）・（3） 省略 2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ育児休業法第19条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。 第14条 省略

善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
3 所属長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

附 則

- この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 所属長は、この規則の施行の日前においても、改正後の技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第15条第2項の規定の例により、この規定に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、この規定により講じられたものとみなす。

教育委員会公告

令和7年7月11日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

○公 告

令和8年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和8年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

- 適性検査等の期日
令和8年1月9日（金）
- 入学予定者の発表の日
令和8年1月16日（金）

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

令和7年7月11日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話（089）912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	10人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	6人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 司書	1人程度	知事部局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、公文書の管理、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。
短期大学卒業程度 保育士	2人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和8年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
司書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は令和8年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
保育士	(1) 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は令和8年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和7年9月28日(日曜日) (1)初級（一般事務、警察事務） 受付開始 午前8時15分 試 験 午前9時15分～午前11時45分 (2)資格免許職 受付開始 正午 試 験 午後1時～午後3時30分	リジェール松山 (松山市南堀端町2番地3)	10月中旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	※ 受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。		
第 2 次 試 験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分		試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 （一般事務） （警察事務）	教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。
	資格免許職	専門試験	90点	各試験区分に応じた必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験		口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
		作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
		適性検査	－	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級（一般事務、警察事務）にあつては教養試験、資格免許職にあつては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。
- また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月26日（火）午後5時15分まで

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月19日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手续に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（**原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（（089）912-2826）へ問い合わせてください。**）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月19日（金）午後5時15分を過ぎても、電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
- この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初級	一般事務	行政職給料表1級9号給	195,667円
	警察事務		
資格免許職	司書	行政職給料表1級29号給	226,953円
	保育士	行政職給料表1級17号給	208,644円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えてその旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第1次試験合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論・情報資源組織演習
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和7年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和7年7月11日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階
電話 (089) 912-2826 F A X (089) 912-2819
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	2人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

- 平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効である必要があります。）
 - 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者

ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 日本の国籍を有する者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和7年11月2日（日曜日） （受付時間 午前8時10分～午前8時55分 ※遅刻した場合は、原則として、受験できません。） 試験時間 午前9時10分～午後1時30分 ※ 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方については、終了時間が異なります。 （点字による受験の場合） 午前9時10分～午後2時30分 （試験時間の延長の場合） 午前9時10分～午後2時		中予地方局 （松山市北持田町132番地）	11月中旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	第 2 次 試 験	11月下旬～12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次 試 験	教 養 試 験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作 文 試 験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次 試 験	適 性 検 査	－	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。

(5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年9月1日（月）午前8時30分から9月24日（水）午後5時15分まで

※ 障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月17日（水）までに愛媛県人事委

員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月24日（金）17時15分を過ぎても、電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線通信機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。

- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間が2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線通信機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。

- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

(6) その他

ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験に当たっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。

ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

(3) 採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
一般事務	行政職給料表1級9号給 195,667円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。）。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1週間	

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

12 その他

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び登録されたメールアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和7年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和7年7月11日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都府県	採用予定人員	職務内容
男性	高校卒程度	愛媛県	30人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁（東京都）	2人程度	
		大阪府	2人程度	
		兵庫県	5人程度	
女性	高校卒程度	愛媛県	8人程度	
		大阪府	1人程度	

採用都府県について、受験申込時に第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください**。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込受付期間終了後の志望する都府県の変更及び申込みの取消しはできません。

2 受験資格

- 日本の国籍を有する者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- 平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

※ 本試験と令和7年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容		
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。		
	体力試験	16点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種目	基準	
				男性	女性
			反復横とび	50回以上／20秒間	40回以上／20秒間
			握力	42kg以上（左右の平均）	22kg以上（左右の平均）
			上体起こし	25回以上／30秒間	15回以上／30秒間
			腕立て伏せ	30回以上	15回以上
			※基準に達しない種目が3種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
	特定資格等加点	5点	職務遂行に有用と認められる特定資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。		
			職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。		
			項目	基準	
			視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	

第2次試験	身体検査 身体精密検査	—	聴 力 弁 色 力 そ の 他	職務遂行に支障がないこと。 職務遂行に支障がないこと。 職務遂行に支障のない身体的状態であること。
	※基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。 ※弁色力について、検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。			
	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。	
第2次試験	適 性 検 査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。	
	身体精密検査	—	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 ※検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。	

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。
- (4) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (5) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (6) 体力試験及び身体検査（身体精密検査を含む。）（以下「身体検査等」という。）実施日は、試験に適した服装を用意してください。
- ※ 教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	令和7年9月21日（日） 〔受付開始 午前8時 試 験 午前9時～午後4時頃〕 ※遅刻した場合は、原則として受験できません。試験 終了時刻は、実施状況により変わります。	教 養 試 験 体 力 試 験 身 体 検 査 等	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	10月上旬 ※合格発表日は第1次試験 当日にお知らせし ます。
第 2 次 試 験	10月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			10月下旬

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
- なお、受付期間は次のとおりです。
- 令和7年7月14日（月）午前8時30分から8月8日（金）午後5時15分まで**
- ※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月1日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行っ

てください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月12日（金）午後5時15分を過ぎても、電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額244,055円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額227,356円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

※ 愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

開 示 請 求 先 問 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報サイト https://recruit.pref.ehime.jp
----------------------	---

開示請求先 問合せ先 (※任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の 都府県に関する 問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

11 その他

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び登録されたメールアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準及び証明書類

職務遂行に有用と認められる次の特定資格等について、基準を満たしている場合は加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限りしますので、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

項目		基準	証明書類
武道	柔道	初段以上（講道館認定の段位に限る。）	○講道館が認定した段位を証明する書類
	剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	○全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類
	空手道	初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）	○全日本空手道連盟が認定した段位を証明する書類
スポーツ歴		全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 ※ 国民スポーツ大会（国民体育大会）、全国高等学校総合体育大会等 ※ 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）。	○全国大会参加証明書（様式第1号） ※本様式以外による申請は認めない。
語学	英語	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBT テスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上	○主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の書類 ※語学については、令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限る。 ※氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。（取得年月日については語学のみ）
	中国語	中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上	
	韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上	
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験：4級以上	
情報処理		基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	
財務簿記		日商簿記検定試験：2級以上	

2 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の電子ファイルの登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年7月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
伊予三島運動公園体育館	省略		伊予三島運動公園体育館	省略	
北地区交流センター	四国中央市土居町蕪崎 629番地	100			
省略			省略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
省略			省略		
社会医療法人さくらライフ松山さくら病院	省略		松山笠置記念心臓血管病院	省略	
省略			省略		
2～6 省略			2～6 省略		

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月11日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

汎用電動式手術台の購入

(2) 購入物品名及び数量

汎用電動式手術台 10式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年2月24日（火）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912-1000 内線4623

又は (089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限

8月20日（水）午前9時から同月22日（金）午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年8月22日（金）午後1時30分

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき8月4日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Generic Electric Operation table, 10 set

- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 22 August 2025

- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794